

農業者の皆様へ

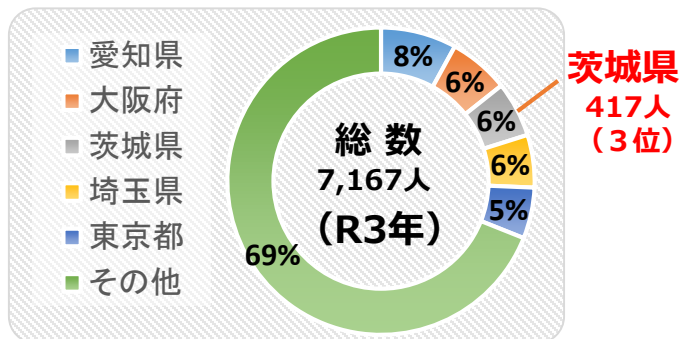


外国人の失踪・不法就労

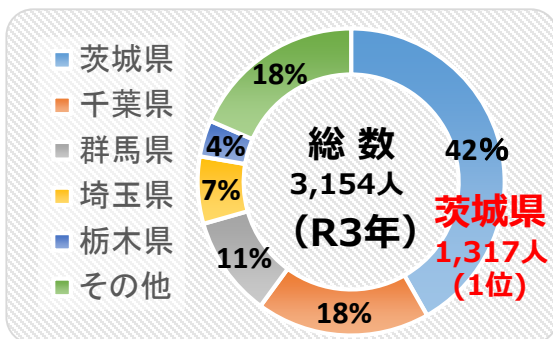
不法就労させた事業主も処罰の対象となります！

茨城県における失踪・不法就労の現状

●技能実習生の失踪者の現状（全職種）



●農業従事者の不法就労の現状



外国人技能実習生等の失踪を発生させないために

【失踪の原因】
・賃金等の不払いなど、不適切な取扱い
・入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情

- 外国人に対してはあらかじめ業務内容をよく説明し、具体的な仕事の内容について納得感をもってもらうことが必要です。
- トラブルを未然に防ぎ、気持ちよく働いてもらうためにも、給料の総支給額だけでなく、控除される税金の内容や金額等についても、丁寧に説明するようにしましょう。
- 技能実習制度の適正な運用のため、農業分野で技能実習を実施する場合も、労働基準法（労働時間・休憩・休日・時間外・休日、深夜の割増賃金等）を準拠しましょう。実習実施者が労働に関する法律に違反した場合、実習の改善命令・認定の取消の対象となる場合があります。

不法就労となるケースについて

令和3年中、茨城県内では、就労できない外国人を農作業等の報酬を受ける活動に従事させた、又は農園の従業員として稼働させて報酬を与えたとして摘発され、住居・氏名・性別などの具体的な情報が公開された事例があります。

- 在留期限の切れた人
- 失踪して不法滞在している技能実習生
- 留学生や短期滞在目的の入国者

(就労時間や就労場所が許可範囲を超えた雇用に限る)



雇用した場合、**雇い主の農業者が「不法就労助長罪」**で処罰対象となります



事業主も処罰の対象となります!!

- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした人「不法就労助長罪」
⇒ 3年以下の懲役・300万円以下の罰金
(外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合でも、処罰を免れません。)
- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主⇒**退去強制の対象**
- 外国人の雇用又は雇職について、ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした人
⇒ 30万円以下の罰金

○在留カードの雇用可能かどうかの確認方法

不法就労者を発見した場合や雇用しようとする外国人が不法滞在者であることが判明した場合には**地方出入国在留管理局へ通報したり出頭を促す**などしてください!

外国人を雇用する際には在留カードを確認してください!



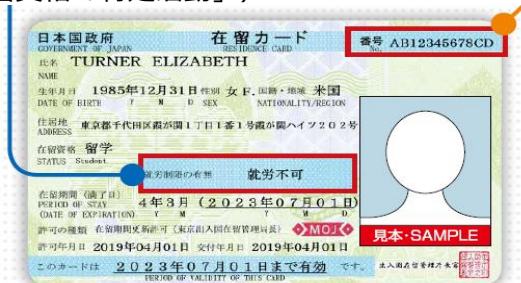
ポイント ① 在留カード表面の「就労制限の有無」欄を確認してください。

◆ 「就労不可」の記載がある場合、原則雇用はできませんが、ポイント2を確認して下さい。

※ 一部就労制限がある場合→制限内容を要確認。

次のいずれかの記載があります。

- ① 「在留資格に基づく就労活動のみ可」
- ② 「指定書により指定された就労活動のみ可」
(在留資格「特定活動」)



在留カード等の番号が失効していないか確認することができます。

◆ 在留カード等番号失効情報照会ページ
<https://lapse-immi.moj.go.jp/>



<失効情報照会HP>

◆ 在留カード等読取アプリ
・読み取った情報と、券面に記載された情報を見比べることで、偽変造されていないか確認可能



<読取アプリ>



※ 在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方

- 旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある方
 - 「3月」以下の在留期間が付与された方
 - 「外交」「公用」等の在留資格が付与された方
- これらの方については、旅券等で就労できるかどうかを確認してください。



ポイント ② 在留カード裏面の「資格外活動許可」欄を確認してください。

「就労不可」又は「在留資格に基づく就労活動のみ可」の方であっても、裏面の「資格外活動許可欄」に次のいずれかの記載がある方は、就労することができます。

- ただし、就労時間や就労場所に制限があるので注意が必要です。
- ① 「許可（原則週28時間以内、風俗営業等の従事を除く。）」
 - ② 「許可（「教育」「技術・人文知識・国際業務」「技能」に該当する活動・週28時間以内）」
 - ③ 「許可（資格外活動許可書に記載された範囲内の活動）」

※雇い主の農業者が知らずに不法就労者を雇用したとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合は、「**不法就労助長罪**」の処罰の対象となります!



3年以下の懲役、300万円以下の罰金

○ 在留に関するお問い合わせ先

・外国人在留総合インフォメーションセンター TEL : 0570-013904 (IP電話・PHS・海外から 03-5796-7122)

○ このチラシに関するお問い合わせ先

・茨城県農林水産部農業経営課 029-301-3844

資料出典 出入国在留管理庁・農林水産省
ホームページ掲載資料をもとに茨城県で作成